

豊田市犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 豊田市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において見舞金を給付するものとし、その給付については、豊田市補助金等交付規則（昭和45年豊田市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害（その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。）
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ当該負傷又は疾病の療養のために通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの
- (6) 精神疾患 犯罪行為のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつその症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたもの
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察からの連絡等により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師に重傷病又は精神疾患であると診断された日

(見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付の額（以下「給付額」という。）及び給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、同一の犯罪行為による犯罪被害につき、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額 30万円

イ 給付対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者（当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）の遺族（次号及び第 3 号に定める給付の後、当該見舞金の受給に係る犯罪行為を起因として死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する次条第 3 項及び第 4 項の規定による第 1 順位の遺族（以下「第 1 順位遺族」という。）

（2）重傷病見舞金

ア 給付額 10 万円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する重傷病を負った犯罪被害者

（3）精神療養見舞金

ア 給付額 2 万 5 千円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する精神疾患を負った犯罪被害者

2 前項に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により市内に住所を有している者とみなすことができる。

（遺族の範囲及び順位）

第 4 条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（豊田市ファミリーシップ宣言制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係を含む。以下「事実上の婚姻関係」という。）にあった者

（2）犯罪被害者と生計をともにしていた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（豊田市ファミリーシップ宣言制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係（以下「ファミリーシップの関係」という。）にあった者を含む。子及び父母については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）

（3）前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者と生計をともにしていたときは同項第 2 号の子とし、その他のときにあつては、同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の給付対象となる遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、

当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

- 5 第1順位遺族が見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第5条 市長は、次に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係及びファミリーシップの関係を含む。)があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に定める暴力団員であったとき又は同条第2号に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
- (4) 申請者が、豊田市税を滞納しているとき。
- (5) 申請者が、同一の犯罪行為による犯罪被害について、他市町村から見舞金その他同様の制度に基づく給付を受けているとき。
- (6) 前5号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金の給付の申請)

第6条 遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、豊田市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)給付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類により証明すべき事実を市の公簿等によって確認できるときは、当該添付書類を省略することができる。また、申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請できる。なお、規則第10条に定める実績報告は、本条に定める申請をもってこれに代えるものとする。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)
- (3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票

の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)

- (5) 申請者が犯罪被害者とファミリーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(本市発行のファミリーシップ宣言書の写し等)
- (6) 申請者が第4条第1項第1号以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (7) 申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計をともにしていた事実を認めることができる書類
- (8) 第1順位遺族が2人以上あるときは、豊田市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書(様式第2号)
- (9) 申請者が市税に滞納がない旨を証明する納税証明書(完納証明書)
- (10) 見舞金を振り込む口座情報が確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金及び精神療養見舞金の給付を申請しようとする場合は、豊田市犯罪被害者等見舞金(重傷病・精神療養見舞金)給付申請書兼請求書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類により証明すべき事実を市の公簿等によって確認できるときは、当該添付書類を省略することができる。また、申請を行う者(以下「申請者」という。)が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

- (1) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書(診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記すること。精神療養見舞金に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であることを明記すること。)
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)
- (3) 見舞金を振り込む口座情報が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日から1年以内に行うものとする。ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。なお、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(給付の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行った時は、速やかに、豊田市犯罪被害者等見舞金給付決定通知書

兼確定通知書（様式第４号）又は豊田市犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第５号）により、申請を行った者に通知するものとする。

- ３ 市長は、本見舞金の給付事務に必要な審査に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳、戸籍情報、ファミリーシップ宣言状況及び豊田市税の収納状況を確認することができる。
- ４ 市長は、第１項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、申請者の同意を得て、その審査に必要な限度で関係機関への照会を行うことができる。
- ５ 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

（見舞金の給付）

第９条 市長は、前条の規定により見舞金の給付決定を通知したときは、当該決定を受けた者が指定する金融機関口座への振り込みにより、速やかに見舞金を給付するものとする。

（決定の取消し）

第１０条 市長は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- ２ 市長は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。
- ３ 第１項又は前項の規定により給付決定を取り消した時は、豊田市犯罪被害者等見舞金給付決定取消通知書（様式第６号）により、当該給付を受けた者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第１１条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は市長が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

（個人情報の収集及び提供）

第１２条 市長は、見舞金の給付を行うに当たり必要な範囲内において、警察等関係機関から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

（委 任）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。